

事務連絡
令和3年4月6日

各都道府県看護協会 御中

公益社団法人日本看護協会
常任理事 荒木暁子

医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年3月25日、厚生労働省医政局総務課より「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件について」の事務連絡が発出されました。

その内容は「特定行為を手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容」を追加するものです。チーム医療や医師の働き方改革を推進する観点から、医療機関でのタスク・シフティングを進めていくことは重要であり、手順書により実施する看護師の特定行為について、適切に情報提供することが医療機関を選択するうえで必要とされています。厚生労働省医政局総務課では今後Q&A集を発出する予定で、発出され次第、改めて情報提供いたします。

貴協会におかれては、同内容について、貴協会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。また特定行為研修修了者については所属施設名も記載された名簿を本会ホームページ内の「特定行為研修ポータルサイト」に公表しておりますので、ご活用いただければと存じます。

資料1 日本看護協会あての通知文書

資料2 都道府県等宛て施行通知（医療広告告示）

別添資料1 医療法に基づく医業等に関して広告することができる事項の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第95号）【官報】

別添資料2 医療広告ガイドライン改正案

別添資料3 第16回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会資料 令和2年10月29日

<お問い合わせ先>

公益社団法人日本看護協会看護研修学校 認定看護師教育課程
（担当：溝上、森下、武良）〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-2-3
TEL042-492-7211/FAX042-492-8653 Email:tokutei@nurse.or.jp